

業務の運営に関する規程

株式会社 HR ファースト

第1 求 人

- 1 弊社は、全職種、国内に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理いたします。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理いたしません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社のうえ、所定の求人票によりお申込み下さい。
直接の来社が困難な場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申込みも可能です。
- 3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示して下さい。
- 4 求人受付の際には、事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 弊社は、全職種、国内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理いたします。
ただし、その申込内容が法令に違反する場合には受理いたしません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来社のうえ、所定の求職票によりお申込み下さい。
- 3 常に日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由をの趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことが出来るよう努力いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう努力いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示いたします。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者を訪ねていただきます。
- 5 お引き受けしました求人、求職の申込につきましては、責任をもって紹介の労をとらせていただきます。
- 6 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら、求職された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業者に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 弊社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をお願いします。
また、弊社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについても、求人者から本所に対して報告をお願いします。
- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 弊社が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該場が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 6 弊社の取扱職種の範囲等は、国内・全職種となります。
- 7 弊社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明の点は担当者にお問い合わせ下さい。

2022 年 12 月 1 日

代表取締役 岩崎 浩